

登園届

(感染症及び流行性疾患)

学校法人池田学園 五ノ神幼稚園 園長殿

組 園児氏名

病名	
受診した医療機関名	
診断を受けた日	年 月 日
登園を再開する日 (医師の示した登園日)	年 月 日

上記疾患により欠席しておりましたが、症状が軽快したため、本日より登園を開始します。

年 月 日

保護者氏名

※ 伝染性の病気で、医師による登園の許可が必要なものは裏面を参照してください。

伝染性の病気で、医師による登園の許可が必要なものは下表のとおりです。

病 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発症後、5日を経過し、かつ解熱後、3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の抗生物質による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺のはれが発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	症状が消失して2日を経過するまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療を開始後24時間を経過し、全身状態が良好になるまで
流行性結膜炎（はやり目）	眼脂（目やに）や目の充血が消失するまで
伝染性膿痂疹（とびひ）	発疹のある場所はガーゼなどで保護してください。病変が多発している場合、広範囲にわたる場合は休みましょう
その他の法定伝染病	症状が軽快し、医師による登園の許可が出るまで